

議案第 75 号

三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 小規模型事業所内保育事業（第47条・第48条）」を
「第3節 小規模型事業所内保育事業（第47条・第48条）」
第6章 雑則（第49条）に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「第3項まで」の次に「並びに付則第3条」を加え、「第3号において」を「以下この条において」に改め、「保育所」の次に「(子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）」を、「幼稚園」の次に「(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）」を、「認定こども園」の次に「(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）」を加え、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項各号列記以外の部分中「次の」の次に「各号の」を加え、同条第5項各号列記以外の部分中「行う者」を「行う施設」に改める。

第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項及び第47条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。